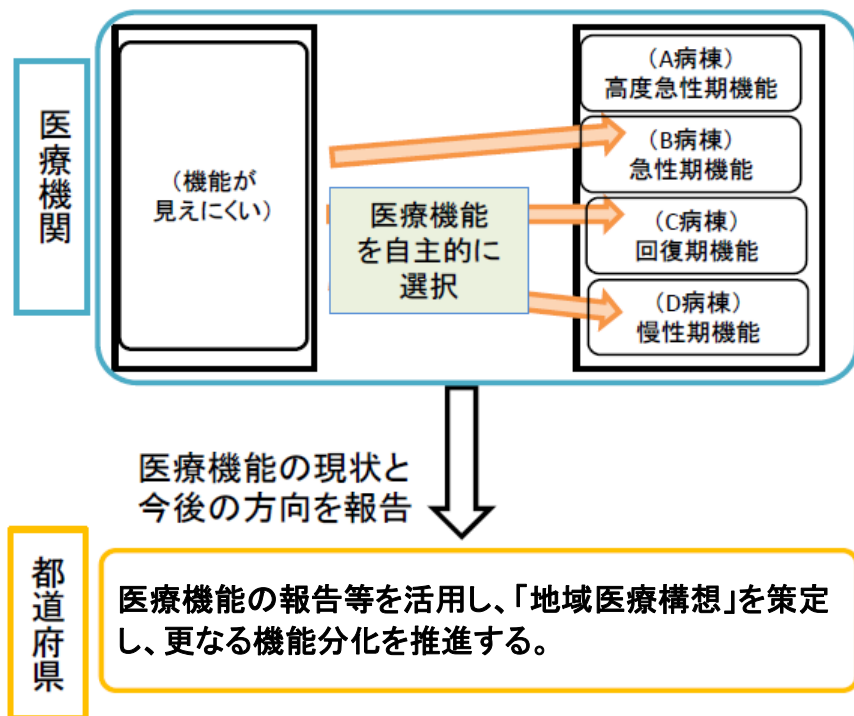


地域医療構想について

地域医療構想の概要

- 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が医療計画の一部として「地域医療構想」を策定することとされた。
(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましいとされる。)
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省は医療需要の推計方法を含む「地域医療構想策定ガイドライン」を平成27年3月に作成している。



(「地域医療構想」の内容)

1. 2025年の医療需要と病床の必要量
 - ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに推計する。
 - ・都道府県内の構想区域(2次医療圏が基本)単位で推計する。
2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設整備、医療従事者の確保・養成等

- 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整していく。

地域医療構想策定における本県の特殊事情

○ 医療需要推計に用いることとされる人口推計値（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」）において、福島県は全県推計値のみの公表であり、市町村ごと（構想区域ごと）の推計値が公表されていないため、県全体の人口変化を各区域に当てはめた推計人口により将来医療需要を算出している。

○ 医療機能の分化・連携を推進するため、地域医療構想を策定する単位である「構想区域」は二次医療圏が原則とされているが、

① 会津医療圏への患者流出が大きい「南会津医療圏」

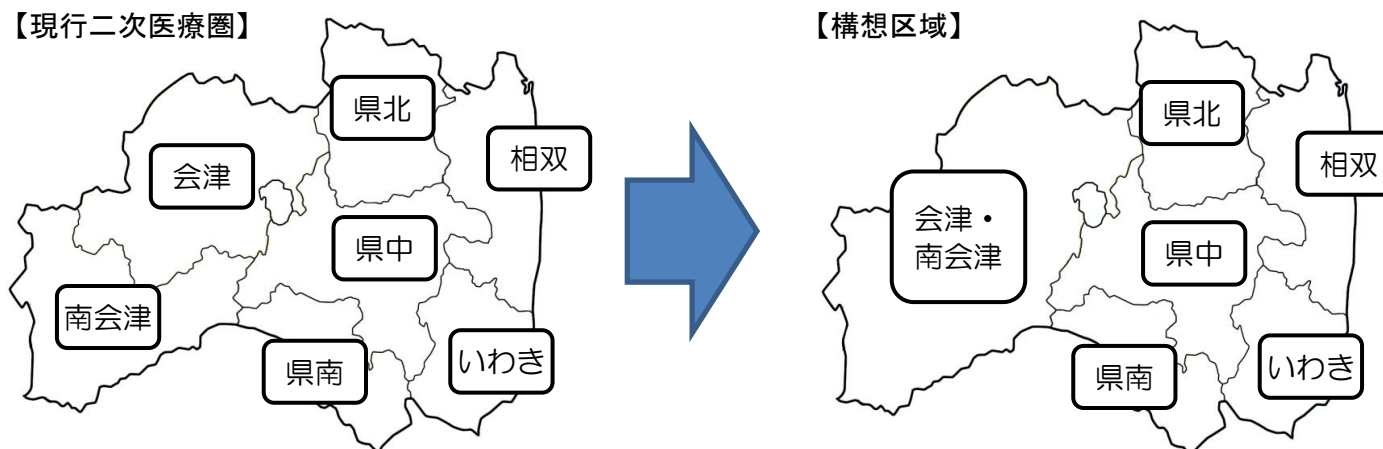
② 原発事故による避難の影響が大きい「相双医療圏」

については検討が必要であり、医療審議会保健医療計画調査部会（平成27年10月6日開催）の結果、

① 会津と南会津の医療等の関係者が一緒になって話をすることが適切であり、会津と南会津を一体とする。

② 相双医療圏の中でも双葉地域については不確定要素が大きいため、相双については当面は現行二次医療圏を構想区域として考え、現在進んでいる「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会」の議論と平行して検討を進める。

こととしている。



地域医療構想の策定状況

時期	会議等	内容
平成27年 5月22日	医療審議会 (保健医療計画調査部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想策定について諮問を行った。
6月8日 ～15日	地域医療構想意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の二次医療圏（7つ）ごとに、地域医療構想の説明を中心に、策定に係る「意見交換会」を開催した。 <li style="margin-left: 20px;">（参加者） 一般・療養病床を有する病院、有床診療所、医師会、 歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療保険者、市町村
10月6日	医療審議会 (保健医療計画調査部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構想区域の設定について検討 → 現行の二次医療圏をベースに、会津・南会津を一体化し、6つの構想区域を設定した。 ・ 地域医療構想調整会議の設置の在り方について検討 → 地域の関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、一般・療養病床を有する各病院、県保険者協議会、市長会、町村会、保健所、介護団体）の代表者により構成
11月26日 ～ 12月5日	地域医療構想調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の構想区域（6つ）ごとに、地域医療構想調整会議を開催した。 ・ 将来医療需要の推計方法や必要病床数の試算値について共有を図り、地域の現状や課題について意見交換をした。
平成28年 2月8日	医療審議会 (保健医療計画調査部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想骨子（案）について検討



今後、各構想区域の地域医療構想調整会議等での検討を行い、策定に向けて取り組んでいきます。